

第 2 回 定 例 会

議案第 8 9 号

下関市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例（平成17年条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>市役所前</u>の掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。	（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
（納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第	（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第

314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義	(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義

務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～9 略	務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～9 略
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内

に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>扶養親族</u>の氏名 (4) 略 2～6 略	に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～6 略
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>を有する者</u>（以下この条において	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に</u>

「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>扶養親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略	<u>係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u> <u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) 略 (3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略
附 則	附 則 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。))に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たば</u>

こをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における

	<u>計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	--

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の２、第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日
- (2) 附則第16条の２の２を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日
- (3) 第18条及び第18条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の下関市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の下関市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、下関市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 下関市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第
2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の免除
に係る期間を延長するため。

別紙

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成21年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（固定資産税の課税免除） 第3条 市長は、促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、対象施設を設置した事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（平成29年9月29日以後に取得したものに限る、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。	（固定資産税の課税免除） 第3条 市長は、促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和10年3月31日</u>までの間に、対象施設を設置した事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（平成29年9月29日以後に取得したものに限る、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市民会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市民会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市民会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市民会館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるようにし、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市民会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市民会館の設置等に関する条例（平成17年条例第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>（利用料金の収受）</u> <u>第19条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u> <u>2 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認をした利用料金の額について告示するものとする。</u> <u>3 指定管理者は、前項の承認を受けた利用料金の額を会館の見やすい場所に掲示しておかなければならない。</u> <u>4 利用料金の減免及び還付については、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u> <u>5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</u>
第19条 略	第20条 略

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第19条第 2 項の規定による利用料金の額の承認及び告示並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 2 回 定 例 会

議案第 9 2 号

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市満珠荘に係る浴場使用料を改定するため。

別紙

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市満珠荘の管理等に関する条例（平成22年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
1 略			1 略		
2 浴場使用料			2 浴場使用料		
区分		使用料	区分		使用料
大浴場（1人1回につき）	65歳以上の者	<u>450円</u>	大浴場（1人1回につき）	65歳以上の者	<u>480円</u>
	略	略		略	略
略		略	略		略
備考 略			備考 略		
3 略			3 略		

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第9章 略 第10章～第19章 略 附則	目次 第1章～第9章 略 <u>第9章の2 就労選択支援</u> <u>第1節 基本方針（第161条の2）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第161条の3・第161条の4）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第161条の5）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第161条の6－第161条の9）</u> 第10章～第19章 略 附則
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 支給決定障害者等 法<u>第5条第23項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 支給決定障害者等 法<u>第5条第24項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) 略
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。以下同	（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、<u>第8章、第9章及び第10章</u>から第15章までに掲げる事業を行うも

じ。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 略	のに限る。以下同じ。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 略
(連絡調整に対する協力) 第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。）若しくは特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	(連絡調整に対する協力) 第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業（法第5条第19項に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。）若しくは特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
	<u>第9章の2 就労選択支援</u> <u>第1節 基本方針</u> <u>第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果</u>

的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつ

て、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第161条の 7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を

改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」

	と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。
	（就労選択支援に関する情報提供） <u>第171条の2 指定就労移行支援事業者</u>は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。
（準用）	（準用）

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第185条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第185条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条

条」と読み替えるものとする。	において準用する前条」と読み替えるものとする。
(準用) 第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、<u>第147条</u>、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第190条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条に	(準用) 第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、<u>第147条</u>、<u>第171条の2</u>、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第190条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは

において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。
(準用) 第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、<u>第147条</u>、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」	(準用) 第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、<u>第147条、第171条の2</u>、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項

とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第194条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第194条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。
第195条 共同生活援助（法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に	第195条 共同生活援助（法第5条第18項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に

応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

第 2 回 定 例 会

議案第 9 4 号

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の
条文整備を行うため。

別紙

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 5 章 略 第 6 章～第10章 略 附則	目次 第 1 章～第 5 章 略 <u>第 5 章の 2 就労選択支援（第60条の 2</u> <u>－第60条の 8）</u> 第 6 章～第10章 略 附則
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援（<u>法第 5 条第13項</u>に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）の事業、就労継続支援 A 型（規則第 6 条の10第 1 号に規定する就労継続	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援（<u>法第 5 条第14項</u>に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）の事業、就労継続支援 A 型（規則第 6 条の10第 1 号に規定する就労継続

続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。	続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。
(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 略	(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 略
	<u>第5章の2 就労選択支援</u> <u>(基本方針)</u>

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職

務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択

支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

	<u>(準用)</u> <u>第60条の8</u> 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。
	<u>(就労選択支援に関する情報提供)</u> <u>第68条の2</u> 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。
(準用) 第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1	(準用) 第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第68条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用す

項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。	る第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。
(準用) 第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、<u>第53条</u>、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第	(準用) 第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、<u>第53条、第68条の2</u>、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条に

32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。
附 則 6 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第37条（第55条、第69条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第57条第1項並びに第88条第4項の適用については、「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とする。	附 則 6 法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第37条（第55条、第69条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第57条第1項並びに第88条第4項の適用については、「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例

(下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 就労移行支援（<u>法第5条第13項</u>に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）を行う場合 ア～エ 略 (5)・(6) 略 2・3 略	(従業者の員数) 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 就労移行支援（<u>法第5条第14項</u>に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）を行う場合 ア～エ 略 (5)・(6) 略 2・3 略
(連絡調整に対する協力) 第14条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業（<u>法第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。）若しくは特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	(連絡調整に対する協力) 第14条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業（<u>法第5条第19項</u>に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。）若しくは特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(令和元年条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利益供与等の禁止) 第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第18項</u> に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 略	(利益供与等の禁止) 第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第19項</u> に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 略

(下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(規模) 第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。 (1) 生活介護（法第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、自	(規模) 第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。 (1) 生活介護（法第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、自

立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）） 第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援（法第5条第13項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上） (2) 略 2 略	立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）） 第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援（法第5条第14項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上） (2) 略 2 略
--	--

（下関市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 下関市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（基本方針） 第2条 地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）は、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営	（基本方針） 第2条 地域活動支援センター（法第5条第28項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）は、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営

むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 2～4 略	むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 2～4 略
--	--

(下関市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 下関市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第2条 福祉ホーム（<u>法第5条第28項</u>に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）は、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 2～4 略	(基本方針) 第2条 福祉ホーム（<u>法第5条第29項</u>に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）は、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 2～4 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第2項、第3項及び第5項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に	（保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第2項、第3項及び第5項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に

確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2. 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のため

<u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4・5 略</u>	<u>に必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6・7 略</u>
附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（利用定員） 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第43条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第43条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略	（利用定員） 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第43条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第43条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略
（特定教育・保育施設等との連携） 第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特	（特定教育・保育施設等との連携） 第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特

定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

<u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4～9 略</u>	<u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6～11 略</u>
附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、	附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、

法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市夜間急病診療所の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるようにし、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例（平成17年条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（指定管理者による管理） 第8条 略 2・3 略	（指定管理者による管理） 第8条 略 2・3 略 <u>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「診療時間を」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て、診療時間を」として、同条の規定を適用する。</u>
	<u>（利用料金の収受）</u> <u>第9条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u> <u>2 利用料金の額は、診療に係る利用料金の額にあつては第4条第2項の規定を準用し、診断書等の交付に係る利用料金の額にあつては第5条第2項に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得た上で指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認をした診断書等の交付に係る利用料金の額について告示するものとする。</u> <u>3 指定管理者は、前項の承認を受けた診断書等の交付に係る利用料金の額を診療</u>

	<u>所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。</u> <u>4 利用料金の納付時期及び減免については、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条中「第4条の使用料及び前条の手数料（以下「使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、同条及び第7条中「使用料等を」とあるのは「利用料金を」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u>
第9条 略	第10条 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の規定による利用料金の額の承認及び告示並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第9条の規定は、施行日以後の診療所の利用について適用し、施行日前の診療所の利用については、なお従前の例による。

第 2 回 定 例 会

議案第 9 9 号

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立青年の家について指定管理者に係る規定を定め、及びその利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるようにし、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立青年の家の管理等に関する条例（平成17年条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用の取消し) 第4条 委員会は、第2条の規定により青年の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略	(使用の許可の取消し等) 第4条 委員会は、第2条の規定により青年の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 <u>(3) 前2号に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。</u> <u>2 市は、前項の規定による使用の許可の取消しにより使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。</u>
	<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第9条 委員会は、青年の家の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に青年の家の管理を行わせることができる。</u> <u>2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他別に定めるところに従い、青年の家の管理を行わなければならない。</u> <u>3 第1項の規定により指定管理者に管理</u>

	を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 青年の家の維持管理に関する業務 (2) 青年の家の使用の許可に関する業務 (3) 青年の家の運営企画に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、並びに第3条及び第4条第1項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」として、これらの規定を適用する。
	(利用料金の収受) 第10条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に青年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 利用料金の額は、第5条に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認した利用料金の額について告示するものとする。 3 指定管理者は、前項の承認を受けた利用料金の額を青年の家の見やすい場所に掲示しておかなければならない。 4 利用料金の減免及び還付については、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市

	<u>長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u>
第9条 略	第11条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 回 定 例 会

議案第 1 0 0 号

下関市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

下関市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

提案理由

空家等に対する緊急時の安全措置について定めるため。

別紙

下関市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

下関市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>（緊急安全措置）</u> <u>第6条 市長は、空家等の状態が、市民等の生命、身体若しくは財産に危害若しくは悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、直ちにそれを回避するために必要な最低限度の措置を講ずることができる。</u>
第6条～第8条 略	第7条～第9条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 回 定 例 会

議案第 1 0 1 号

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第318号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（補償基礎額） 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）略 （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、<u>消防団員若しくは消防作業従事者等</u>（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主と	（補償基礎額） 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）略 （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、<u>消防団員又は消防作業従事者等</u>（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主とし

して消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 <u>14,200</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考 略

て消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下関市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた下関市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の下関市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係るものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

第 2 回 定 例 会

議案第 1 0 2 号

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例

下関市水道法施行条例（平成24年条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

オフィス統合ソフトウェアの更新のため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 山口市駅通り一丁目 7 番 1 4 号
山口視聴覚機器株式会社
代表取締役 河 部 秀 幸
上記代理人 下関市稗田町 7 番 1 号イーストビル 1 0 3 号
山口視聴覚機器株式会社下関営業所
所長 尾 木 義 典
- 2 目 的 物 オフィス統合ソフトウェア一式
- 3 取 得 価 格 3 1 , 1 4 7 , 4 9 0 円

提案理由

オフィス統合ソフトウェアを取得するため。

財産の出資について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の出資について

公立大学法人下関市立大学の財産的基礎を強化するため、下記のとおり財産を出資する。

記

- 1 出資する相手方 下関市大学町二丁目 1 番 1 号
公立大学法人下関市立大学
理事長 三 木 潤 一
- 2 出 資 す る 財 産 別表に掲げる土地 4 筆及び建物 3 棟
評価額 土地 3 5 5 , 9 5 0 , 0 0 0 円
建物 2 , 5 7 6 , 5 5 0 , 0 0 0 円
(内訳別表のとおり。)

提案理由

公立大学法人下関市立大学に財産を出資するため。

別表

1 土地

所在地	地目	地積	評価額
下関市大学町二丁目33番63	宅地	6,672.28㎡	284,000,000円
下関市大学町二丁目33番347	宅地	588.35㎡	24,200,000円
下関市大学町三丁目33番335	宅地	882.76㎡	47,750,000円
下関市大学町三丁目33番336	宅地	2,117.81㎡	
合 計		10,261.20㎡	355,950,000円

2 建物

名称	所在地	構造	延床面積	評価額
研究室・ 講義堂	下関市大学町二 丁目33番地5	鉄骨造陸屋根4 階建	2,370.70㎡	681,500,000円
部室	〃	鉄筋コンクリー ト造陸屋根平家 建	297.27㎡	71,050,000円
講義堂・ 研究室	下関市大学町二 丁目33番地63	鉄骨造陸屋根4 階建	5,213.30㎡	1,824,000,000円
合 計			7,881.27㎡	2,576,550,000円

第 2 回 定 例 会

議案第 1 0 5 号

公立大学法人下関市立大学定款の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

公立大学法人下関市立大学定款の変更について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 8 条第 2 項の規定により、公立大学法人下関市立大学定款を別紙のとおり変更することについて、本市議会の議決を求める。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正及び公立大学法人下関市立大学に財産を出資することに伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

公立大学法人下関市立大学定款の一部を改正する定款

公立大学法人下関市立大学定款（平成18年9月27日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議決事項等） 第17条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。 （1）中期目標について市長に述べる意見（法人が法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）<u>、中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）</u>に関する事項 （2）～（8） 略 2～4 略	（議決事項等） 第17条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。 （1）中期目標について市長に述べる意見（法人が法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）<u>及び中期計画</u>（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）に関する事項 （2）～（8） 略 2～4 略
（審議事項） 第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）中期目標について市長に述べる意見、<u>中期計画及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 （2）～（5） 略	（審議事項） 第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）中期目標について市長に述べる意見<u>及び中期計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 （2）～（5） 略
（審議事項） 第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）中期目標について市長に述べる意見、<u>中期計画及び年度計画</u>に関する事項のうち、教育研究に関する事項	（審議事項） 第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）中期目標について市長に述べる意見<u>及び中期計画</u>に関する事項のうち、教育研究に関する事項

(2)～(7) 略					(2)～(7) 略				
別表 1 (第29条関係)					別表 1 (第29条関係)				
資産 の種 別	所在地	地目	地積		資産 の種 別	所在地	地目	地積	
土地	下関市大学 町一丁目 602番7	略	27㎡		土地	下関市大学 町一丁目 602番7	略	27.00㎡	
土地	下関市大学 町二丁目33 番5	略	58,035㎡		土地	下関市大学 町二丁目33 番5	略	58,035.00㎡	
					土地	下関市大学 町二丁目33 番63	宅地	6,672.28㎡	
					土地	下関市大学 町二丁目33 番347	宅地	588.35㎡	
					土地	下関市大学 町三丁目33 番335	宅地	882.76㎡	
					土地	下関市大学 町三丁目33 番336	宅地	2,117.81㎡	
別表 2 (第29条関係)					別表 2 (第29条関係)				
資産 の種 別	名称	所在地	構造	延床面積	資産 の種 別	名称	所在地	構造	延床面積
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
建物	ポン プ室	略	略	略	建物	ポン プ室	略	略	略
					建物	研究 室・ 講義 堂	〃	鉄骨造 陸屋根 4階建	2,370.70㎡
					建物	部室	〃	鉄筋コ ンクリ ート造 陸屋根 平家建	297.27㎡
建	部室	略	略	略	建	部室	略	略	略

物					物	(令 和 6 年 9 月 除 却)			
建 物	部室	略	略	略	建 物	部室 (令 和 6 年 9 月 除 却)	略	略	略
					建 物	講義 堂・ 研究 室	下関 市大 学町 二丁 目33 番地 63	鉄骨造 陸屋根 4階建	5,213.30m ²

附 則

この定款は、山口県知事の認可を受けた日から施行する。

字の区域の変更及び廃止について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更し、及び廃止する。

なお、この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証があった日から効力を生ずる。

提案理由

下関市地籍調査事業豊北町調査区域（下関市豊北町大字北宇賀の一部）の実施に伴い、字の区域を変更し、及び廃止するため。

別表

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大 字北宇賀	堀 切	豊北町大 字北宇賀	正 月 柴	1 0 0 0 5 番 1	山 林
〃	今 畑	〃	岩 ケ 峠	1 0 0 6 1 番 3	〃
〃	〃	〃	桐ノ木ケ浴	1 0 0 6 5 番	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 6 5 番第 1	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 6 6 番	〃
〃	源 内 川 啓	〃	つゝじヶ峠	1 0 0 6 7 番 2	〃
〃	今 畑	〃	桐ノ木ケ浴	1 0 0 7 0 番	〃
〃	つゝじヶ峠	〃	〃	1 0 0 7 1 番 1	〃
〃	今 畑	〃	〃	1 0 0 7 2 番	〃
〃	堀 切	〃	川 平	1 3 5 7 3 番 1	〃
〃	〃	〃	源 内	1 3 5 7 6 番	〃
〃	〃	〃	イ モ ジ 山	1 3 5 7 7 番	〃
〃	〃	〃	川 平	1 3 5 7 8 番	〃
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市南区宇品神田五丁目 2 3 番 2 0 号
株式会社クマヒラセセキュリティ
代表取締役 今 中 英 治
上記代理人 山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセセキュリティ山口支店
支店長 中 村 幸 一
- 2 目 的 物 屈折はしご付消防自動車 1 台
- 3 取 得 価 格 1 7 0 , 5 0 0 , 0 0 0 円

提案理由

屈折はしご付消防自動車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

救急業務の高度化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 高規格救急自動車 1 台
- 3 取 得 価 格 3 9 , 0 5 0 , 0 0 0 円

提案理由

高規格救急自動車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市南区宇品神田五丁目 2 3 番 2 0 号
株式会社クマヒラセセキュリティ
代表取締役 今 中 英 治
上記代理人 山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセセキュリティ山口支店
支店長 中 村 幸 一
- 2 目 的 物 小型動力ポンプ積載車 5 台
- 3 取 得 価 格 2 3 , 4 0 8 , 0 0 0 円

提案理由

小型動力ポンプ積載車を取得するため。

第 2 回 定 例 会

議案第 1 1 0 号

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 4 年 6 月 2 3 日可決議案第 7 2 号「安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 3, 6 8 6, 5 7 0, 2 1 2 円」を

「4 契 約 金 額 3, 7 5 7, 8 4 2, 4 7 2 円」に変更する。

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約を一部変更するため。

第 2 回 定 例 会

議案第 1 1 1 号

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 3 年 6 月 3 0 日可決議案第 1 2 5 号「下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 1 0, 4 5 4, 1 4 1, 6 8 7 円」を

「4 契 約 金 額 1 0, 6 0 5, 0 7 0, 1 5 7 円」に変更する。

提案理由

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約を一部変更するため。